

第1 審査会の結論

山梨県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成21年9月24日付け及び平成21年10月28日付け並びに平成22年7月1日付けで行った行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、平成21年8月21日付けで「県立射撃場選定に係わる経過文書および選定理由のわかるもの」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 開示決定の延長

実施機関は、開示、不開示の判断に時間を要することから、平成21年9月1日付け教ス健第1738号をもって、条例第13条第2項に規定する開示決定等期間の延長をする旨の通知を行った。

3 実施機関の決定

(1) 実施機関は、本件請求の内容について申立人に照会し、韮崎市穂坂地区への整備計画が取りやめとなった時点から甲州市塩山上小田原のゴルフ場計画跡地が候補地となった時点までの文書（「韮崎市穂坂地区への整備計画が取りやめとなった経過と理由がわかる文書」及び「甲州市塩山上小田原のゴルフ場計画跡地に建設予定地を決定した経過と理由がわかる文書」）を対象とすることを確認した上で、本件請求の対象となる行政文書として別紙「開示した行政文書及び不開示部分と不開示理由」（以下「別紙」という。）の表中、「開示した行政文書」欄①から⑦に掲げる文書（以下「当初特定文書」という。）を特定したうえで、一部開示決定を行い、平成21年9月24日付け教ス健第2035号をもって申立人に通知した。（以下「当初処分」という。）

(2) 平成21年10月7日、当初処分に基づき行政文書の開示を実施したところ、次のとおりさらに開示を求める旨の口頭による申し出があった。

ア 当初特定文書中⑥に「韮崎市穂坂町への移転計画が頓挫した理由は、事業費が約30億円と多額なため」という旨の記載があるが、その積算根拠がわからないため、「事業費の積算根拠がわかる設計書等」の開示を求める。

イ 甲州市塩山上小田原のゴルフ場計画跡地内で、当初建設予定地とされていた

場所から、現在の建設予定地に場所を変更することとなった経緯がわからないため、「甲州市のゴルフ場計画跡地内の当初の建設予定地から現在の建設予定地に変更する際の協議内容や甲州市への説明状況がわかるもの」の開示を求める。

- (3) 実施機関は、申立人の申し出を受け、本件請求の対象となる行政文書として、さらに別紙の「開示した行政文書」欄⑧から⑰に掲げる文書（以下「追加特定文書」という。）を特定したうえで、一部開示決定を行い、平成21年10月28日付け教ス第2035号-1をもって申立人に通知した。（以下「追加処分」という。）
- (4) 本件処分は、当初特定文書及び追加特定文書のうち、別紙の「開示しない部分」欄記載の各項目が、それぞれ別紙の「開示しない理由」欄記載の不開示情報に該当するとして、これらを不開示としている。

4 異議申立て

申立人は、実施機関に対し、平成21年12月3日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議を申し立てた。

5 再追加の開示決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、申立人が提出した意見書の内容から、別紙の「開示した行政文書」欄⑱、⑲に掲げる文書を改めて特定したうえで、一部開示決定を行い、平成22年7月1日付け教ス第1019号をもって異議申立人に通知した。（以下「再追加処分」という。）

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、当初特定文書及び追加特定文書のほかに、「射撃場移転に関する決裁文書」（以下「本件文書1」という。）及び「甲州市を候補地とした「その2案」（「A案）」から「B案」への変更に係わる文書」（以下「本件文書2」という。）があるとして、その追加の開示決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書1について

ア 今回開示された文書の中には決裁文書は一枚も見当たらない。今回のように数十億円規模の事業を業務遂行する過程において節目々々で必ず何らかの意思決定をする場面の発生があると思われる。いつ、誰が、どういう内容の意思決定をしたという決裁文書の作成は業務遂行上不可欠であると考えるのは当たり前である。

イ 口頭による了解を得て事業を進めていたとあるが、射撃場移転という大規模で住民の生活に大きな影響を与える事業の遂行の過程で、口頭のみによる決裁でこれを進めることが妥当であるのか。条例第1条にいう「県民が県政に関する情報を的確に知る権利を尊重することに資する」ことを裏打ちできるものであるのか、問いたい。行政の透明性を証明する行為である情報開示制度に耐えられるのか大いに疑問である。

平成19年8月から翌年10月までの約1年間で、教育委員会の射撃場移転計画に携わる担当者は教育長以下すべて交替している。口頭による決裁のみで適切な業務の引き継ぎや責任の所在の明確化が確保されるとは思わない。

ウ 穂坂への射撃場移転計画では葦崎の地元民が30億の予算は過剰ではないかとの疑問を持ち、教育委員会に対して根拠となる資料の提出を求めたが、資料の不存在を理由に断られたと聞いている。今回の開示の過程でそれに相当すると思われる493枚の予算資料と平成15年11月付けの実施設計報告書の存在が明らかになった。教育委員会には何らかの都合で開示しない文書の存在があるのではないかと疑念を強めた。

(2) 本件文書2について

ア 甲州市塩山上小田原のゴルフ場計画跡地内への移転計画に「その1案」(南側案)と「その2案」(北側案)があったことは今回の開示文書で初めて知った。上小田原地区への第1回射撃場移転計画説明会が行われたのは平成19年8月であった。内容は「その2案」(A案)である。約1年後の平成20年10月に建設位置を変更した「B案」(現計画予定地)での住民説明会が行われた。何の前触れもない計画変更であり住民のとまどいは大きなものであった。

当初計画には全く存在しない住居に最も接近した「B案」が突如浮上し計画にあった「その1案」が没になった経緯を記述した文書は何もない。

イ 不開示理由説明書において、高芝川に散弾が飛び込むことが測量調査の受託業者の指摘や図面等により明確であったため資料等を作成するまでもなく、詳細な検討もなされなかったとあるが、次の点で重大な落ち度があると思う。

当初特定文書中④の図面を見る限り「その1案」の高芝川に散弾が飛び込む範囲は「その2案」(北側案)のそれに比べはるかに小さい。また、追加特定文書中⑫の業者との打合記録簿によれば、「その2案」の配置計画についていくつかの詳細な検討を加えている。なぜ「その1案」についても同様な検討がなされなかったのか疑問が残る。「その1案」の場所で高芝川への散弾の飛び込む事を避けられる配置が可能なのではないか。

ウ さらに、開示された文書によれば甲州市に対する計画変更の協議は「B案」の計画作成完了の後、行うとあるが、土地所有者である甲州市に対して事前に

何の通告もなく計画変更するとは常識的に考えられない。甲州市との事前協議の議事録等があるのではないかと思った。

エ 不開示理由説明書には、測量調査の結果等を検討し、現在の建設予定地である「B案」に計画変更することとなったとあるが、どのような測量調査の結果であったのか、またどのような検討をしたのか一片の資料も記録もないとは全く不自然である。

オ 測量会社との打合せ記録は追加特定文書中⑫のみである。一度ばかりの打合せでこのような規模の仕事を完了させることができるとは思われない。不開示理由説明書にも受託業者とのやり取りがあったとの記述がある。なぜこのような重要な項目についての打合せ記録がないのか不思議である。すべて資料もなく、口頭による指示等で業務の遂行をしたのであろうか。

(3) 実施機関が行った処分について

ア 実施機関の文書等が不存在であるという説明は、不自然な部分が多く納得できるものではない。

イ 今回の情報開示の経過を振り返ってみたとき、実施機関の行政文書の管理は適正さを欠いていると思わざるを得ない。情報公開条例第34条、第35条が遵守されているとは思えない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示理由説明書、口頭意見陳述及び意見書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書1について

(1) 新たな射撃場建設予定地の選定の経緯

新たな射撃場建設予定地の選定については、資料により教育長及び知事に対し説明を行い、口頭により了解を得て事業を進めていた。その経過及び対応する当初特定文書及び追加特定文書は次のとおりである。

ア 平成19年 2月 「県立葦崎射撃場移転整備について」(当初特定文書中①)により移転計画の経緯、現状等について知事に説明

イ 平成19年 4月 知事から葦崎市の当初建設予定地以外の候補地を検討するよう指示を受ける。

ウ 平成19年 4月 「県立葦崎射撃場移転に関する検討状況」(当初特定文書中②)により葦崎市以外の移転候補地の検討・選定状況等について教育長に説明

エ 平成19年 4月 「県立射撃場移転整備候補地検討資料」(当初特定文書中③)により葦崎市以外の移転候補地の検討・選定状

況等について知事に説明

- オ 平成19年 7月 「県立射撃場移転整備候補地比較表等」(当初特定文書中④)により知事に説明し、甲州市の旧ゴルフ場跡地を移転候補地とすることの了解を得る。
- カ 平成19年 8月 甲州市地元住民等への整備計画の説明開始
- キ 平成20年 3月 測量調査設計業務委託契約締結
- ク 平成20年 6月 測量調査の過程で銃弾が高芝川に飛び込むことが判明
- ケ 平成20年 7月 射撃場位置の変更について教育委員会内で検討(追加特定文書中⑬)
- コ 平成20年 7月 「新射撃場建設計画についての今後の進め方等」(追加特定文書中⑭)により、教育長に説明し、当初計画地から現計画地への変更について了解を得る。
- サ 平成20年 7月 「県立射撃場の配置について」(追加特定文書中⑮)により知事に説明し、当初計画地から現計画地への変更について了解を得る。

(2) 射撃場建設予定地の決定権者について

教育委員会は、教育機関である県立射撃場の設置について所管し、教育長は、その予定地の選定を含む建設計画の策定及びこれに要する予算の見積もりに係る事務を統括する。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1号、同条第13号、第17条、第20条)

一方、当該射撃場建設に係る予算調製権、議会提案権は知事に属しており(地方自治法(昭和22年法律第67号)第149条第2号及び第180条の6第1号)、知事は、県財政全般との調整を図りつつ、教育委員会の権限に係る事業に必要な予算を編成する。

本件において建設候補地は、当該予算案決定にかかる最大の要素であることから、知事は、その選定に関する最終的な決定権を有し、選定過程において、都度、計画策定事務を担当する教育委員会事務局(教育庁)から報告を求めるとともに、必要な指示を行っている。

(3) 決裁文書について

山梨県教育庁行政文書管理規程(平成18年教育委員会訓令甲第2号。以下「文書管理規程」という。)第17条では主任者は、その所掌する事務等に関して意思決定を受けようとするときは、起案をしなければならないとしており、同第20条で権限を有する者の決裁を受けなければならないと規定している。

本件の候補地選定過程において、知事、教育長が、それぞれの権限に基づき、指示や了解という形での「意思決定」を行っているものの、これらは、「最終的

な建設地の決定」ではなく、庁内において今後、地元と意見調整を進めていく一候補地を選定する協議であったため、担当案の説明、了解という形で事務を進めていた。了解を得られた内容については、改めて起案文書を作成し、決裁を受けるという形はとっておらず、申立人が求める本件文書1は作成していないため存在しない。

現計画地への移転を含む建設計画は、知事の予算査定を受けたのち、平成21年6月議会提出の補正予算案として同年6月16日に開催した教育委員会において決議されている。なお、最終決定は、知事が予算案として同議会へ提案したことによる。

(4) 引継ぎについて

申立人は、口頭による決裁のみで適切な業務の引き継ぎや責任の所在の明確化が確保されるとは思わないと主張するが、一般的に課長等管理職の引継ぎについては、担当ごとに職員が作成する事業概要等を取りまとめた引継ぎ書により行うことが基本である。したがって、課内の事務処理に係る決裁文書等については、文書管理者である課長がそれぞれの文書について引継ぐのではなく、各担当者が引継ぎを行い、課長はこれを統括する。

また、本件に係る知事の了解・指示事項については、

ア 難航していた穂坂地区以外の候補地も検討すること

イ 甲州市塩山上小田原のゴルフ場計画跡地が最も有力な候補地であるが、事業費について縮減の方向で見直すこと

の2点のほかは、基本的に担当課原案のとおり了承を得ている。また、これらの指示についても、特別に複雑なものではなく、選定作業の方向性等についての簡潔な指示であったことから、担当課において速やかに対応しており、決裁文書や会議録等がなくとも選定作業及び引継ぎに特段の支障はなかった。

なお、行政の意思決定過程という点では、当然、これら内部検討も含まれることから、県民への説明責任を果たすために、説明資料等については行政文書として保存していた。

2 本件文書2について

(1) 「その1案」が廃案になった経緯について

ア 甲州市塩山上小田原のゴルフ場計画跡地への射撃場整備計画は、当初「その1案」を建設予定地として検討を行い、民家から離れた「その2案」の方が射撃音の影響等の問題がなく、建設予定地として適していると判断し、計画を進めていた。

イ 「その2案」に関する測量調査の結果、着弾範囲が河川に及び、現実的な対策では、これを避けることが困難なことが判明したことから、再度、同計画地

内の他の箇所についても検討することとした。

ウ 再検討にあたっては、当該ゴルフ場計画跡地全体の中で水道水源・農業用水として利用されている河川に着弾範囲が及ばない場所であることが最も重要な基準であるため、水道水源・農業用水として利用されている河川に東西方向が挟まれた位置にある「その1案」は、河川への着弾を避けるための射場の向きが、「その2案」より更に限られるなど、条件が厳しいことから、これらの河川から離れた他の位置で検討を進めることが合理的であると担当者、受託業者とも判断したため、「その1案」については、現場を細かく調査する等詳細な資料の作成や検討には至らず、記録も残していない。

なお、担当者がこの判断を行った後、打合せ簿を課内供覧し、課長までの了承を得ている。

(2) 甲州市との事前協議について

平成20年6月17日の受託業者からの報告を受けて建設位置の変更の検討を始め、平成20年7月30日に知事に説明、了解されたことを受けて、平成20年8月22日に甲州市と協議を行った。これが甲州市に対し、位置の変更の必要があることを伝えた初めての会議である。それ以前に協議は行われていない。

これは、当初「その2案」(A案)で地元協議を進める旨、知事に了解を得て進めてきたものであり、計画変更をするにあたっては、まず市内での説明、了解を得たうえで、市との協議を進めるべきと判断したものである。

また、単に「その2案」(A案)が困難になったことのみを通告するだけでなく、跡地利用性など土地所有者として関心のある項目等について代替案とのメリット、デメリット比較を含めて説明したほうが、甲州市の理解が得やすいという判断もあった。

(3) B案を採用した測量調査結果等について

現計画地である「B案」を策定するにあたっては、射場の広さ等射撃場に必要要素を全てクリアし、なおかつ造成面積がなるべく少ない方が費用がかからないという観点で調査測量を行っており、当然、当該調査測量委託期間中には受託業者と様々な内容の打ち合わせを多数回行っている。

これらについて、本件請求の内容が、「その2案」(A案)から「B案」へ変更になった経緯の分かる文書であったことから、追加処分にあたっては、当該委託先業者との打合せ記録簿のうち第6回目に係るもの(追加特定文書中⑫)が、最も端的な「現計画地に決定した理由が分かる文書」であるとして特定したものである。

3 情報公開条例の遵守について

(1) 申立人は、葦崎の地元民が予算資料の提出を求めたが、資料の不存在を理由に

断られたとの伝聞から、教育委員会には何らかの都合で開示しない文書の存在があるのではないかと疑念を表明している。

今回提示した資料、設計書は、条例に基づく開示請求があれば開示できたものであり、穂坂での計画を進めていた当時の担当者に確認したところ、そのような要求はなかったと述べている。

- (2) 本件移転先選定に係る文書は、候補地選定に係る相当量の各種資料等が、作成日時順に編綴されていたため、この中から、請求者に対し、当該文書が作成された時期として「葦崎市穂坂の県有林への計画が取りやめとなった時点から甲州市塩山上小田原のゴルフ場計画跡地が候補地となった時点まで」であること及び文書の内容として「穂坂地区への整備計画が取りやめとなった経過と理由が分かる文書」と「甲州市に決定した経緯と理由がわかる文書」であることを確認し、当初処分では、甲州市のゴルフ場跡地内を第一候補として地元交渉に入るまでの文書から「経緯と理由がわかる文書」に該当するものを特定した。

上記の確認では、ゴルフ場計画跡地内での詳細な位置決定に関する文書までは該当しないという認識であったが、上記文書の開示を実施した際、申立人から「甲州市のゴルフ場計画跡地内の当初の建設予定地から現在の建設予定地に変更する際の協議内容や甲州市への説明状況がわかるもの」について開示を求められたことから、当該跡地内で現在の計画に変更した経過、理由が分かる文書を改めて特定し、追加処分を行ったものである。

以上のとおり、実施機関として可能な限りの対応を行ったものであり、必ずしも、条例35条に規定する情報提供等を怠ったとは考えていない。

第5 審査会の判断

1 本件文書1について

(1) 決裁文書の不存在について

申立人は、射撃場選定に関する決裁文書の開示を求めており、その存在が争点となっていることから、当審査会が、実施機関執務室の書庫内に保管されていた県立射撃場移転先選定に係る文書が綴られたファイル（以下「本件文書ファイル」という。）について探索を行い、次のとおり確認した。

ア 本件文書ファイルは、平成10年度から21年度の間で作成された射撃場移転先選定に関する一連の文書、資料類が、年度ごと、作成日付順に編綴されており、合計で58冊存在した。

イ その内容を検分したが、本件文書1に該当する射撃場選定に関する決裁文書の存在は確認できなかった。

(2) 知事等への説明の事実について

実施機関は、第4の1(1)のとおり知事、教育長に説明し、了解・指示を受けた旨説明しているが、当初及び追加特定文書には、日時や、出席者等の記載がない検討資料だけのものがあり、また、これらが編綴された本件文書ファイルには文書管理規程第32条第11項に基づく行政文書管理簿又はこれに相当するファイル内の文書一覧等が添付されていなかったため、説明どおりの日時に知事、教育長への説明が行われたかが必ずしも判然としない。

このことから、実施機関に対し、教育長の秘書担当者が作成・保存していた教育長・教育次長行事日程表（以下「日程表」という。）の提出及び追加の説明を求め、次のとおり確認した。

ア 第4の1(1)アからエについては日程表中、該当日時の欄に相当する記載があった。

イ 第4の1(1)ケについては、追加特定文書中⑬に掲げる文書に日時、出席者の記述があり、オについては当初特定文書中④に掲げる文書に、コについては追加特定文書中⑭に掲げる文書に、それぞれ該当する日時及び誰に対する説明資料であるかが分る記述があった。

ウ 文書自体及び日程表に確認できる記載のなかった第4の1(1)サについて、実施機関に説明を求めたところ、課長以下の職員が説明する場合など、必ずしも知事説明の全てが日程表に記載されるものではないとのことであったため、時系列順に編綴されていた本件文書ファイルのうち、実施機関が説明している当該知事説明の日以後に作成されたと考えられる文書を調査したところ、当該文書に実施機関説明の日時に知事説明があった旨の記載があり、また、この文書に事後の挿入等の改ざんの痕跡は認められなかった。

エ これらからすると、概ね実施機関説明のとおりの日時に知事等への説明が行われていたものと認められる。

(3) 文書による決裁の要否について

次に文書決裁は行っていないという実施機関の説明について、以下のとおり判断する。

ア 事務事業の検討過程における指示、了解について

(ア) 申立人の「業務遂行する過程において(中略) 節目々々でいつ、誰が、どういう内容の意思決定をしたという決裁文書の作成は業務遂行上不可欠である」との主張に対し、実施機関は、知事、教育長への説明は、庁内での「検討過程における指示・了解事項」であったため、改めて起案文書を作成し、決裁を受けるといった形はとっていないと説明している。

(イ) 県の行う事務事業に係る検討過程で、担当者等が作成した原案により上司に口頭説明し、了解、又は必要な指示等を受けながら選択肢を絞り込んで

いくといった進め方は、一般的に行われていると考えられ、本件射撃場移転に関する第5の1(2)のとおり、教育機関である射撃場の設置を所管する教育委員会の事務統括者である教育長と教育委員会に係る予算案提出権を有する知事が、それぞれの役割に基づき、各段階で担当課から説明を受け、必要な指示等を行っているものと認められる。

- (ウ) このような検討過程では、諸々の構成要素についての部分的な意思決定を積み重ねながら、また、様々な選択肢について試行錯誤を繰り返しながら絞り込んでいくこともあり、それぞれの了解・指示を文書管理規程に定める「意思決定」と捉え、逐一、文書により決裁を受けるといった取扱いは、いたずらに事務を複雑化させるといった面も否定できない。
- (エ) これらのことから、事務事業の施行段階ではない、その検討過程における様々な意思決定のうち、どれが文書決裁によるべきものと捉えるかは、最終的には実施機関の判断に委ねられるのが合理的と考えられる。

イ 最終的な建設地の決定について

- (ア) 実施機関は、「最終的な建設地の決定」について平成21年6月16日の定例教育委員会（以下「本件定例会」という。）における甲州市塩山上小田原のゴルフ場跡地での射撃場建設に要する予算案の決定及びこれを受けた同年6月県議会への補正予算案の提案であったと説明している。
- (イ) 審査会において、山梨県教育委員会のホームページで公開されている本件定例会の議事録を検分したところ、当該予算案を決定することが、県の意思として甲州市への移転を確定することになるという認識であったことが窺える内容であった。
- (ウ) 山梨県教育委員会委任規則（昭和32年教育委員会規則第7号）第2条の規定によれば、教育委員会に係る予算の見積もり及び県議会に議決を経るべき事案については、教育長に委任された事務ではなく、教育委員会での決定が必要であることから、最終的な建設地の決定は、文書による決裁ではなく、本件定例会の決議であったと認められる。

ウ これらからすると、「検討過程における指示・了解事項」であったため決裁文書を作成していなかったとする実施機関の説明に特段、不合理な点は認められない。

(4) 業務の引継ぎについて

適切な業務の引き継ぎに決裁文書が不可欠であるとの申立人の主張については、次のとおり判断する。

ア 審査会において、実施機関の担当課長、教育長、教育次長の事務引継書の提出を受け、検分したところ、内容は実施機関の説明どおりのものであり、前・

後任者が引継ぎを受けたことを証した署名・押印等はなく、決裁も行われていなかった。

イ 山梨県職員服務規程（昭和43年訓令甲第5号）第13条では、職員の事務引継に関し、原則として事務引継書の作成は必要であるが、事務引継書は前任者が後任者とで相対で作成する文書であり、必ずしも文書決裁を受けなければならないものとはされていない。そこで、審査会が事務局をして調査させたところ、一般的に事務引継にあたり文書決裁をとるといった取扱いは、行われていないことを確認した。

ウ これらからすると、教育長以下の事務引継にあたって、必ずしも文書による決裁等が必要であったとはいえないものと認められる。

(5) 会議録等について

ア 申立人の主張する「いつ、誰が、どういう内容の意思決定をした」ということが分るものとして、決裁文書ではないが、移転先選定に関し、知事、教育長に説明した際の知事、教育長の指示、了解事項等が記録された会議録等（以下「会議録等」という。）が存在しないか本件ファイル内の文書を探索したが、当初及び追加特定文書以外には、その存在は確認できなかった。

イ 実施機関は、本件に係る知事の了解・指示事項については、基本的に担当課原案のとおり了承が得られたものであり、指示事項についても特別に複雑なものではなかったことから、決裁文書や会議録等がなくとも選定作業及び引継ぎに特段の支障はなかったと説明している。

このことについて、第4の1(1)の知事等への説明の経過に沿い、それぞれの特特定文書の記載内容、その他本件文書ファイルに綴られていた関係文書等と照らし確認したところ、それぞれの了解又は指示事項が複雑であったとまではいえず、また、その後の経過として、これらを反映した流れで進んでいるものと認められることから、実施機関の説明は、不自然であるとまではいえない。

(6) 以上から、本件文書1に該当する決裁文書は作成していないという実施機関の説明に特段、不合理な点は認められず、また、その存在を窺わせるような事情も認められない。

2 本件文書2について

(1) 「その1案」（南側案）が没になった経緯を記した文書について

当初「その1案」を建設予定地として検討を行い、民家から離れた「その2案」の方が射撃音の影響等の問題がなく、建設予定地として適していると判断し、計画を進めていたとの実施機関の説明について、当初特定文書中④の内容を検分すると、「その1案」、「その2案」の優先順位として「その2案」が上位にあり、これをもって甲州市との協議に入ることで知事の了承を得ていることから、「そ

の1案」が廃案になった経緯としては、この知事への説明及び了解があたるものと考えられる。

審査会による文書探索においても当初特定文書中④以外にその経緯を記した文書の存在は確認できなかった。

また、なぜ、「その1案」についても高芝川への着弾を避けるための配置等を検討しなかったのかという点については、「その1案」は、高芝川と、同じく水道水源として利用されている高芝川の支流により東西両方向が挟まれた位置にあることから詳細な検討を行わなかったとする実施機関の説明は、不自然であるとまではいえない。

これらからすると「その1案」について、詳細な資料作成や検討には至らず、記録もないとする実施機関の説明に特段、不合理な点は認められず、また、その存在を窺わせるような事情も認められない。

(2) 甲州市との事前協議の議事録等について

審査会が行った本件文書ファイルに係る文書探索においても、「B案」への計画変更について、知事の了解を得たとする第4の1(1)サの知事説明以前に、甲州市と協議を行った記録等の存在は確認できなかった。

先に決定権者の基本了解を得るのか、外部の関係者に伝えるのかといった判断は、協議、交渉等の進め方といった問題であり、あくまで実施機関の判断によるものといえる。

また、当該変更について知事に説明した際に使用したとする追加特定文書中⑩内、事業スケジュールについて記載された表を検分すると、実施機関の説明のとおりの流れで進めることとして説明を行っていることが推測できる。

これらからすると、知事の了解を受ける前の時点で甲州市と協議は行っておらず、会議録は作成していないとする実施機関の説明は不自然であるとまではいえず、その存在を窺わせるような事情も認められない。

(3) 測量調査の結果や測量会社との打合せ記録（以下「調査結果等」という。）について

実施機関は、調査測量を行っており、当然、当該調査測量委託期間中には受託業者と様々な内容の打ち合わせを多数回行っているが、これらの文書のうち、最も端的に「現計画地に決定した理由が分かる文書」であるとして追加特定文書中⑫を特定したと説明している。

当該調査測量の成果品である「県立射撃場測量調査設計業務委託報告書（以下「報告書」という。）」について審査会が事務局をして調査させたところ、報告書中、第4章の造成基本計画において、「その2案（A案）」と「B案」について水利条件、危険区域の確保、鉛対策、騒音対策、経済性など11項目にわたる

比較検討を行った結果、B案を最終配置案とした旨が、また最終配置案とした「B案」について、さらに位置、配置等の異なる6案を検討した結果、現在の「B案」を最適地とした旨が記載されていたことを確認した。

また、当該委託業務の測量会社との打合せ記録は、開示済みのものを含め合計27回分の記録簿（以下「打合せ記録簿」という。）が存在することを確認した。

これらからすると、報告書及び打合せ記録簿は、申立人が主張する調査結果等にあたるものと考えられるが、そのほかには、調査結果等に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (4) 報告書及び打合せ記録簿のうちB案の決定に関する部分については、第2の5のとおり再追加処分により開示されており、その後、申立人から特段の意見もないことから、本件文書2のうち調査結果等については、既に申立人の主張に理由はないものと認められる。

3 文書管理について

申立人は、「射撃場移転という大規模で住民の生活に大きな影響を与える事業の遂行の過程で、口頭のみによる決裁でこれを進めることが妥当であるのか。条例第1条にいう「県民が県政に関する情報を的確に知る権利を尊重することに資する」ことを裏打ちできるものであるのか、問いたい」と主張している。

本件処分における当初及び追加特定文書は、それ自体、行政文書としてフォルダ内に保存されていたものの会議録等や行政文書管理簿は、作成、保存されていなかった。このため、それぞれの文書が単独では、いつ、誰が、どのような指示、了解を行ったのかといった、実施機関及び知事部局内での意思決定に至る過程を明確に説明するに足るものであるとは認め難いこともあり、今後、実施機関において、内部的な意思決定過程についても合理的に跡付け、又は検証することができるよう適正な文書管理がなされることが望まれる。

しかしながら、本件諮問に係る審理においては、行政文書の存否及び不存在理由の合理性が対象になるのであり、意思決定方法の適否については、当審査会として判断するものではないのであって、今回、実施機関における文書管理が適切さを欠いていたとしても、なお本件文書の存否についての判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成21年12月25日	○諮問
平成22年 2月17日	○実施機関から不開示理由説明書を受理
平成22年 3月 5日	○申立人から意見書を受理
平成22年 3月19日	○審議
平成22年 5月14日	○審議 ○実施機関による口頭意見陳述 ○スポーツ健康課において文書探索を実施
平成22年 5月21日	○スポーツ健康課において文書探索を実施
平成22年 6月16日	○スポーツ健康課において補足説明資料の検分を実施 ○審議 ○実施機関による追加説明書を受理
平成22年 7月28日	○審議

山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員

氏 名	役 職 名	備 考
石川 恵	弁護士	※
久保嶋 正子	公認会計士	
濱田 一成	千葉経済大学特任教授	※ 会 長
丸山 博	元山梨県地方労働委員会事務局長	※
水上 浩一	弁護士	※ 会長代理

なお、本件事案については、備考欄に※を付した委員により調査審議を行った。

開示した行政文書	開示しない部分	該当条項
<p>○平成21年9月24日付け教ス健第2035号による一部開示決定のもの</p> <p>① 県立葦崎射撃場移転整備について、横内知事が就任した際に行った懸案協議の説明資料 (H19.2.26)</p> <p>② 県立葦崎射撃場移転に関する検討状況（教育委員会の検討資料） (H19.4.25)</p> <p>③ 県立葦崎射撃場移転候補地検討資料（知事への説明資料） (H19.4.27)</p> <p>④ 県立葦崎射撃場移転整備候補地比較表等（知事への説明資料） (H19.7.23)</p> <p>⑤ 県立葦崎射撃場移転整備について（教育委員会の検討資料） (H19.8.22)</p> <p>⑥ 県立葦崎射撃場移転候補地について（葦崎市穂坂町住民等への説明資料） (H19.8.31)</p> <p>⑦ 候補地の地図</p>	<p>・個人を識別できる部分</p> <p>・個人を識別できる部分</p>	<p>・第8条第1号</p> <p>・第8条第1号</p>
<p>○平成21年10月28日付け教ス健第2035号-1号による一部開示決定のもの</p> <p>⑧ 進入路の事業費関係資料</p> <p>⑨ 立木調査・用地測量ほかの事業費関係資料</p> <p>⑩ 造成工事の事業費関係資料</p> <p>⑪ 建築工事の事業費関係資料</p> <p>⑫ 「県立射撃場測量調査設計業務委託」の打合せ記録簿（H20.6.17）</p> <p>⑬ 射撃場配置案についての打合せ状況（教育委員会の打合せ記録） (H20.7.14)</p> <p>⑭ 新射撃場建設計画についての今後の進め方等（教育委員会の検討資料と検討の状況の記録） (H20.7.18)</p> <p>⑮ 県立射撃場の配置について（知事への説明資料） (H20.7.30)</p>	<p>・建築工事の積算に係る名称、項目、数量、単価、金額、備考欄</p> <p>・個人を識別できる部分</p> <p>・個人を識別できる部分</p>	<p>・第8条第6号</p> <p>・第8条第1号</p> <p>・第8条第1号</p>

開示した行政文書	開示しない部分	開示しない理由
<p>⑯ 射撃場についての甲州市との打合せ状況 (H20.8.22)</p> <p>⑰ 射撃場計画地元住民説明会に向けての打ち 合わせ状況 (H20.9.19)</p> <p>○平成22年7月1日付け教ス健第1019号による 一部開示決定のもの</p> <p>⑱ 県立射撃場測量調査設計業務委託報告書 第4章 造成基本計画</p> <p>⑲ 業務打合せ簿 (H20.4.1(第1回)～H20.8.6(第11回))</p>	<p>・射撃場用地に関する記述</p> <p>・個人を識別できる部分</p> <p>・個人を識別できる部分</p>	<p>・第8条第6号</p> <p>・第8条第1号</p> <p>・第8条第1号</p>